

2017年8月吉日

一般社団法人日本頭痛学会
会員 各位

一般社団法人日本頭痛学会
代表理事 鈴木 則宏
選挙管理委員会
委員長 北川 泰久

2017年度日本頭痛学会新代議員選挙について(公示)

日本頭痛学会は、日本頭痛学会代議員選出細則(平成24年11月18日制定。以下「細則」といいます)規定に基づき、2017年学術大会終了後から2019年学術大会終了まで(2年)を任期とする代議員20名を選出するため、選挙を実施しますのでお知らせします。

なお、細則は、こちらからご覧いただけます。ご確認下さい。

(細則) http://www.jhsnet.org/pdf/jhs_dagiin.pdf

1 立候補について

(1)被選挙人(立候補)資格は、次のとおりです。

1. 日本頭痛学会の専門医であること。
2. 2017年11月末において年齢が68歳以下であること。
3. 2017年3月31日現在で会費を完納していること。
4. 2017年3月31日現在で3年以上の正会員歴を有すること。
5. 業績として5編以上の学術論文(和文及び英文の原著または総説)を有すること。発表時期は問いません。

(2) 立候補手続き

新代議員立候補届出書の提出

・新代議員立候補届出書は、所定の立候補届出書(別紙様式1)、推薦状(別紙様式1-2)に必要事項記載のうえ、選挙管理委員会宛に郵送にて提出する。

なお、各様式は、後日、ホームページに掲載いたします。必要事項をパソコンで記入(署名のみ自筆)してください。

・立候補者は、現職の理事・幹事・代議員 2 名の推薦を得て、所定の書式により選挙管理委員会に立候補を届け出るものとする。ただし、1 名の理事・幹事・代議員が推薦できる候補者は 3 名までとする。

・日本頭痛学会事務局 選挙管理委員会あてに郵便で提出する。

新代議員立候補届出書は、封筒の表に「立候補届出書在中」と朱書し、配達証明のある郵便(簡易書留等)でお送りください。

提出先は、次のとおりです。

〒338-8577 埼玉県さいたま市中央区本町東 6-11-1 埼玉精神神経センター内

日本頭痛学会事務局 選挙管理委員会

留意事項

立候補届出書を提出される場合は、被選挙人の資格、記載要項にご留意ください。具体的には、代議員選出細則に規定されていますので、ご確認ください。

(3) 立候補届出書および立候補取り下げ届の受理通知

選挙管理委員会は、立候補届出書または立候補取り下げ届を受理したときは、その旨を文書で通知(郵送)します。立候補届出書を提出された会員は、受理した旨の通知が届かない場合、選挙管理委員会(日本頭痛学会事務局)にお問い合わせください。